

秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱

〔平成29年7月7日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外に在住する子育て世帯の本市への移住促進を図るために実施する秋田市子育て世帯移住促進事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 住居と生計を一にしている者の集合をいう。
- (2) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (3) 同居 市内の同一の住所および建物に居住しているものをいう。
- (4) 常用雇用される者 期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めた上で、次のア又はイに掲げる事業所等において雇用される者をいう。
 - ア 県内に本社機能を有する企業、団体又は個人事業主（以下「企業等」という。）の市内における事業所又は事務所
 - イ 県外に本社機能を有する企業等の市内における事業所又は事務所（主たる勤務地を県内に定めて雇用された場合に限る。）

(補助対象者)

第3条 補助事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 秋田県外の市区町村（外国を含む。以下同じ。）から本市へ転入する者（本市への転入前1年以上継続して秋田県外の市区町村に居住していた者に限る。）

- (2) 転入日の満年齢が50歳未満の者又は配偶者が50歳未満である者
- (3) 転入日の満年齢が18歳未満の子（市内で同居するものに限る。）を養育している者
- (4) 申請時に秋田県において移住希望登録をしている者
- (5) 就労に関し次のいずれかに該当する者
 - ア 市内で新たに常用雇用される者
 - イ 市内で新たに事業を営もうとする者
 - ウ その他市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者になることができない。

- (1) 世帯の構成員に本市市税を滞納している者がいる場合
- (2) 世帯の構成員に暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいる場合
- (3) 世帯の構成員に過去に補助金の交付を受けた者（第8条第2項に該当する場合を除く。）がいる場合
- (4) 補助金を申請しようとする者又はその配偶者が、転入後において、国家公務員又は地方公務員（会計年度任用職員、臨時的任用職員および特別職非常勤職員を除く。）として勤務しようとする場合
（補助対象新築工事費等）

第4条 補助事業の対象となる住宅の新築工事費および購入費は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内における住宅の新築又は市内に存する住宅の購入（以下「新築等」という。）に係るものであること。
- (2) 補助対象者が自ら所有し、居住するための新築等に係るものであること。
- (3) 転入日から起算して1年前の日までの間に引き渡し完了した新築等又は転入日から起算して1年後の日までの間に引き渡し完了する新築等に係るものであること。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき行われた新築等に係るものであること。

(補助対象賃貸借契約費)

第5条 補助事業の対象となる住宅の賃貸借契約費は、賃貸借契約時に支払う敷金、礼金、保証料、仲介手数料、2か月分未満の前家賃その他の初期費用(以下「初期費用」という。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が自ら居住するための賃貸借契約に係るものであること。
- (2) 転入日から起算して1年前の日までの間に締結した賃貸借契約に係るものであること(転入後に賃貸借契約を行うやむを得ない事情があると認められる場合を除く。)

(補助対象転居費等)

第6条 補助事業の対象となる転居費等は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転居費 家財道具等の運搬を請け負う事業者1社に支払う引越し費用であって、次の各号のいずれにも該当するもの
 - ア 補助対象者が自ら居住する住宅への転居に係るものであること。
 - イ 秋田県外の市区町村からの転入に係るものであること。
- (2) 移動手段の確保に要する費用 運転免許の取得費用および自動車、自動二輪車又は自転車の購入費用
- (3) 生活必需品の購入に要する費用 家具および家庭用電気機械器具の購入費用

(補助の範囲)

第7条 市長は、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、別表1に定める額とする。

- 2 第4条に規定する住宅の新築等に係る補助金および第5条に規定する住宅の賃貸借契約に係る補助金は重複して受けることができない。

(補助金の交付申請)

第9条 第4条から第6条までに規定する補助金の申請者は、転入日以前に、次に掲げる書類を添付して、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付申請書(様式第1号)および誓約書兼同意書(様式第2号)を市長

に提出しなければならない。ただし、前条第2項に該当する者が、第4条に規定する新築等に係る補助金を申請する場合の申請日は、この限りでない。

- (1) 世帯員の続柄が分かる戸籍謄本
 - (2) 転入前の住所地の世帯全員の住民票
 - (3) 世帯全員（18歳未満の子を除く。）の本市市税に未納がないことを証する納税証明書（本市市税が課税されていない場合にあつては、固定資産税に係る資産なし証明書）
 - (4) 雇用通知書その他の第3条第1項第5号に掲げる条件を満たすことを確認できる書類の写し
 - (5) 住宅の新築の場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 工事請負契約書および工事内訳明細書の写し
 - イ 工事着手前の写真
 - ウ 建築基準法に基づく確認済証の写し
 - (6) 住宅の購入の場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 売買契約書の写し
 - イ 当該住宅の外観の全景写真
 - ウ 重要事項説明書等当該住宅の内容を確認できる書類の写し
 - (7) 住宅の賃借の場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 賃貸借契約書の写し
 - イ 重要事項説明書等当該住宅の内容を確認できる書類の写し
 - ウ 初期費用に係る見積書の写し
 - (8) 転居費に係る補助については、引越し費用に係る見積書の写し
 - (9) 移動手段の確保に要する費用および生活必需品の購入に要する費用に係る補助については、取得費用又は購入費用に係る見積書の写し
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 世帯を構成する外国籍の者について、前項第1号に規定する戸籍謄本の提出ができない場合、市長は、次に掲げる書類の提出で代えさせることができる。
- (1) 世帯員の続柄を証する文書とその訳文（世帯を構成する日本人の戸

籍謄本で世帯全員の続柄が確認できる場合は、提出を要しない。)

(2) 外国籍の者の在留カードの写し

3 第1項各号および前項各号に掲げる書類について、申請時に添付できないやむを得ない事情があると認められるときは、市長は、これらの書類を後日提出させ、又は同等の内容を確認できる書類の提出で代えさせることができる。

4 第4条第3号の転入日から起算して1年後の日までの間に引き渡し完了する新築等に係る申請は、物件の引き渡し日から起算して1箇月以内に行わなければならない。ただし、期限までに申請できないやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、当該交付申請があった日から14日以内に交付の可否を決定し、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は秋田市子育て世帯移住促進事業不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) この要綱および関係法令を遵守すること。

(2) 補助金の適正な執行に必要な範囲で、世帯員の住民基本台帳の情報を市が閲覧することに同意すること、および市長が報告、調査等が必要と認めるときは、これに協力すること。

(3) 転入日以降3年以内に市外へ転出したときは、市長が承認する場合を除き、補助金を返還すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(交付決定事業の内容変更)

第12条 第10条により交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた住宅の新築等もしくは賃貸借又は転居(以下「交付決定事業」という。)の内容を変更しようとするときは、その

内容を確認できる書類を添付して、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付決定事業内容変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合について準用する。

（交付決定事業の中止）

第13条 交付決定者は、交付決定事業を中止しようとするときは、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付決定事業中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、交付決定を取り消し、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 交付決定者は、交付決定事業が完了したときは、転入した日から起算して14日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の末日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を添付して、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定事業に係る領収書の写し

(2) 世帯全員の転居後の住民票

(3) 住宅の新築の場合にあっては、次に掲げる書類

ア 工事の施工中および施工後の写真

イ 建築基準法に基づく検査済証の写し

ウ 建物の登記事項証明書

(4) 住宅の購入の場合にあっては、建物の登記事項証明書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、交付決定事業の完了を確認し、交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するも

のとする。

(補助金の請求)

第16条 前条の通知を受けた交付決定者は、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第18条 市長は、補助事業の遂行に関し必要と認めるときは、交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかの事由に該当するとき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、別表2に規定する事情により、第1号に掲げる事実が生じることがやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 転入日以降3年以内に市外に転出した場合。

(2) 補助金を他の目的に使用したと認められるとき。

(3) 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(4) 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。

2 交付決定者は、前項第1号に掲げる事実が生じる蓋然性がある場合又は事実が生じた場合は、市長に対し、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金に係る転出理由申出書(様式第11号)により、別表2の各号のいずれかの事情に該当する旨の申出をすることができる。

3 前項の交付決定者は、同項の申出をする場合には、別表2の左欄に掲げる事情に該当する旨を、同表右欄に掲げる書類をもって示さなければならない。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金返還請求書(様式第12号)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(他の補助金との関係)

第21条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする住宅の新築等もしくは賃貸借又は転居に関し、他の補助金の交付を受けることを妨げない。この場合においては、この要綱に基づく補助金と他の補助金の額の合計が、住宅の新築工事費もしくは購入費もしくは賃貸借契約費又は転居費として申請者が支払った額を超えないよう、この要綱に基づく補助金の額を減額調整して交付するものとする。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行日前に引き渡し完了した新築等に関する規定の適用)

2 施行日以後に転入する者が申請する平成28年8月1日から施行日の前日までの間に引き渡し完了した新築等については、第4条第3号前段の規定を適用するものとする。

(施行日前に締結した賃貸借契約に関する規定の適用)

3 施行日以後に転入する者が申請する平成28年8月1日から施行日の前日までの間に締結した賃貸借契約については、第5条第2号の規定を適用するものとする。

(補助金の交付申請に関する特例)

4 秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱(平成30年12月20日市長決裁。以下「平成30年改正要綱」という。)の

施行の日から平成31年3月7日までの間（以下「特定期間」という。）においては、第9条に規定する交付申請の受付は、これを行わないものとする。

5 特定期間において、第4条から第6条までに規定する補助金の交付を申請しようとする者は、転入日以前に、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付申請書に代えて、秋田市子育て世帯移住促進事業に係る事前協議書（様式第13号）（以下「協議書」という。）に第9条に規定する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

6 協議書を提出した者は、特定期間が終了する日の翌日から起算して7日以内に、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付申請書および誓約書兼同意書を市長に提出しなければならない。

7 前3項の規定の適用を受ける者であって、前項に規定する書類を市長に提出した者については、第9条各項の規定による交付申請を行った者とみなして、この要綱の規定を適用する。この場合において、第14条中「交付決定事業が完了したとき」とあるのは、「交付決定事業が完了したとき（交付決定事業が完了した者であって、当該完了した日が平成30年改正要綱附則第6項に規定する書類を市長に提出した日前である者にあつては、第10条の規定による通知を受けたとき）」と読み替えるものとする。

（補助対象新築工事費等に関する特例）

8 次の各号のいずれかに該当するものであって、市長が認める期間に引き渡し完了するものに係る工事費については、第4条の規定にかかわらず、補助対象工事費とすることができる。

(1) 転入日から起算して1年前の日までの間に引き渡し完了する予定の市内における住宅の新築であって、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）のまん延等により工事が遅延したと認められるもの

(2) 転入日から起算して1年後の日までの間（当該期間内に本市が法第32条第1項第2号の区域となっている期間があるときは、1年後の日

に当該期間を加えた日までの間とする。)に引き渡し完了する予定があると認められる市内における住宅の新築であって、新型コロナウイルス感染症のまん延等により工事が遅延したと認めらるもの
(補助金の交付申請に関する特例)

- 9 前項に係る補助金の申請は、秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱(令和2年5月1日市長決裁)の施行の日から令和3年1月31日までの間に行わなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市子育て世帯移住促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定は、令和2年3月31日までの間に転入した者であって、かつ、令和3年3月31日までの間に引渡しが完了する住宅の新築等に係る補助金の交付を申請した者(以下「特定移住者」という。)以外の者に適用し、特定移住者に対する補助金の交付については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係)

種別	補助金の額	加算額
住宅の新築工事費および購入費	100万円に右欄に掲げる要件に応じた額を加算した額。ただし、住宅の新築工事費又は購入費として支払った額を限度とする。	<p>1 子育て加算 18歳未満の子一人につき10万円（母子家庭又は父子家庭の場合にあっては、15万円）</p> <p>2 市内事業者加算 市内に主たる事務所を有する事業者と契約して新築等を行う場合は、50万円</p>
住宅の賃貸借契約費	20万円に右欄に掲げる要件に応じた額を加算した額。ただし、初期費用として支払った額の合計を限度とする。	<p>1 子育て加算 18歳未満の子一人につき10万円（母子家庭又は父子家庭の場合にあっては、15万円）</p>
<p>転居費、移動手段の確保に要する費用および生活必需品の購入に要する費用</p>	<p>20万円に右欄に掲げる要件に応じた額を加算した額。ただし、次に掲げる費用として支払った額を限度とする。</p> <p>1 家財道具等の運搬を請け負う事業者を支払った引越し費用</p> <p>2 運転免許の取得費用および自動車、自動二輪車又は自転車の購入費用</p> <p>3 家具および家庭用電気機械器具の購入費用</p>	<p>1 子育て加算 補助対象者と同時に転入する18歳未満の子一人につき10万円（母子家庭又は父子家庭の場合にあっては、15万円）</p>

別表 2 (第19条関係)

事情	事情を証する書類
(1) 雇用企業等の倒産	雇用企業等が倒産したことを確認することができる書類 当該企業等に勤務していたことを確認することができる書類
(2) 交付決定者又は当該交付決定者と同居する者が経営する企業等の倒産	交付決定者又は当該交付決定者と同居する者が経営する企業等が倒産したことを確認することができる書類 当該企業等を経営していたことを確認することができる書類
(3) 交付決定者又は当該交付決定者と同居する者の罹災	罹災証明書
(4) 交付決定者又は当該交付決定者と同居する者の病気	診断書 (90日以上の間期の療養が必要であって、就業が困難と認められる内容であるもの) 市長が必要と認める書類
(5) その他市長がやむを得ないと認める事情	市長が必要と認める書類